

## 2. 本手引きの位置づけ等

### (1) 本手引きの位置づけ

この手引きは、牛トレーサビリティ制度の実施にあたり、牛の出生からとさつまでの生産・と畜段階の牛の管理者による届出等を適正かつ円滑に進めることを目的に、国をはじめ都道府県、市町村、農協、畜産関係団体が、協力して取り組むための手引きです。

本制度の対象となる管理者にあたる飼養農家は10万戸を超え、さらに公共牧場等の飼養施設が数多く存在します。また、牛は日々異動しており、さらに、出生・とさつされています。関係機関の方々には、制度の円滑かつ適正な運用により、我が国の酪農及び肉用牛生産の安定と関連産業の発展を図るためには、関係機関の連携・協力が不可欠であることをご理解の上、本手引きを参考として業務の推進にあたられるようお願いいたします。

なお、平成16年12月1日より法が施行される、とさつ・解体された以降の枝肉から消費者への販売及び提供までの流通段階については、有識者による委員会等により、流通業者の対応の参考となる「ガイドライン」が別途作成されることとなっています。

### (2) 用語の定義と解説

#### ①牛個体識別システム

1頭の牛ごとに重複することのない生涯唯一の個体識別番号で識別・管理するシステムのことです。

なお、従来は、「家畜個体識別システム」と呼んでいましたが、本制度は「牛」を対象とすること、牛以外の家畜を対象とする個体識別システムもあり得ることから、牛にかかる個体識別システムについては、「牛個体識別システム」と呼ぶことにします。

#### ②個体識別番号

牛の個体を識別するために、農林水産大臣が牛ごとに管理者（③参照）に通知する10桁（末尾はチェックデジットです。）の番号です。

耳標では、農場での個体管理が容易となるよう下5桁のうち末尾を除く4桁の数字を大きくしてあります。

#### ③管理者

ア 牛の管理者に該当する者

「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者（当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。）です。具体的には、以下の者が該当します。

(ア) 牛の飼養者

(イ) 共同哺育・育成センター、繁殖センター又は肥育センターの管理者

(ウ) 牛の飼養を行う公共牧場の管理者

(エ) 試験・研究機関

(オ) 牛の飼養を行う教育機関

(カ) 荷受業者（と畜場における牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って牛の飼養者から牛の引渡しを受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理する者をいい、と畜場リスト（IV 4）に記載されている者をいう。以下同じ。）

#### イ 農協、家畜商等の取扱い

農協、家畜商等の家畜の売買若しくは交換又はあっせんの事業を営む者は、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、一般的には「管理者」に該当しません。ただし、家畜商として事業を営むことに加え、牛を飼養あるいは一定期間を超えて預かる場合には、牛個体ごとに、「管理者」に該当するか、しないかを判断することになります（II 4-5(1)②参照）。

なお、本制度における「管理者」に該当しない場合であっても、牛の取引に関わる情報は、牛の個体識別情報の正確性を確保する上で重要であることから、これまで同様に、改良センターに対する可能な限りの情報の提供を依頼していくとともに、譲受け先の管理者、譲渡し先の管理者に対し、それぞれの相手先の情報提供等を依頼していく必要があります。（注）

#### ウ 家畜市場等の取扱い

家畜市場及び臨時市場（以下「家畜市場等」という。）は、家畜の売買又は交換のために開設される市場であって、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、本制度における「管理者」には該当しません。しかしながら、家畜市場等における牛の売買または交換に関する情報については、牛個体識別台帳に記録されている牛の個体識別情報の正確性を確保する上で重要な情報であることから、（独）家畜改良センター（以下「改良センター」といいます。）に対する可能な限りの情報の提供を依頼していく必要があります。（注）

また、出荷者及び購入者双方とも、家畜市場等からの情報提供なしには、譲受け・譲渡しの届出の必要事項である「相手先」の把握が困難と考えられることから、それぞれに対する相手先の情報提供や、相手先にかわって家畜市場等を届け出る場合の情報提供等について協力を依頼していく必要があります。

#### エ その他と畜場に牛を出荷する者の取扱い

自らが販売する牛肉を得るために、と畜場に牛を出荷する者で、農協、家畜商に該当しないいわゆる「肉屋さん等」についても、本制度における「管理者」には該当しません。また、基本的に、荷受業者又はと畜者の届出の際の

譲受けの相手先としても不適切です。そのため、「肉屋さん等」には、購入先等を確認する必要があります。（当面の措置についてはⅢ 2（1）参照）

（注）農協、家畜商、家畜市場等については、基本的に、本制度における義務は課されないということであって、平成14年7月の「牛海綿状脳症対策特別措置法の施行について」（平成14年7月4日付け14生畜第2403号農林水産省生産局長通知）に基づき、本制度の円滑かつ適正な実施のため、引き続き情報提供等を求めるということです。

#### ④と畜者

法において、「と畜者」とは、「牛をとさつした者」と定義されており、牛をとさつ・解体して牛肉（枝肉）として他者に引き渡す工程を自らが行うものとして管理する者をいいます。

具体的には、と畜場を設置又は管理して、自らとさつ・解体業務を行う者、他者が設置又は管理すると畜場において、牛のとさつ・解体業務を自らが行うものとして実施している者（例えば、〇〇市の開設すると畜場で、牛を引き受けてとさつ・解体をしている△△企業組合）をいい、地方公共団体にあっても、このいずれかに該当すれば、「と畜者」となります。

このように、だれが牛のとさつ・解体から特定牛肉（枝肉）を他者に引き渡すまでの工程を自らの業務として管理しているかにより「と畜者」を判断することになりますが、この場合、次のことに留意してください。

##### ア 委託を受けてとさつ・解体業務を行う事業者の取扱

自らとさつ・解体業務を行うAが、Bに当該業務を委託する場合は、とさつ・解体の工程の管理責任を有するAが「と畜者」となります。

##### イ 食肉卸売市場等での牛を引き受け、とさつ・解体をする場合の取扱

A市の開設する食肉卸売市場において、荷受業者（B）が、牛を出荷者から引き受け、係留所で管理した後、同市場においてとさつ・解体を自らの事業とするCへ牛を引き渡し、とさつ・解体を委託する場合は、Cが「と畜者」となります。この場合において、Bは牛の「管理者」であり、また、当該市場で、BがCから枝肉を引き受け、せりによって「販売」を行う場合（卸売業務を行う場合）は、Bは、法における「販売業者」ともなります。

##### ウ 同一施設でとさつから部分肉処理まで一貫して行う事業者の取扱

Aが、食肉センターで牛のとさつ・解体をした後、自ら枝肉を購入し、部分肉処理をして販売する場合、Aは、「と畜者」とするとともに、法における「販売業者」となります。しかしながら、Aが、枝肉を購入した他者からの委託のみにより部分肉処理を行っており、自ら販売行為を行わない場合は、Aは、「販売業者」ではありません。